

広島県B地域

離職後2年以内に他の単位地域から

広島県B地域で登録するときの講習の流れ

●広島県B地域全事業者

※地理講習（個別講習）の受講が必要

- ①講習希望日の前日までにFAXで申し込み（広島県タクシー協会事務局 082-293-9296）
個別講習実施承認申請書（別紙4）
- ②広島県タクシー協会から地理テキストを送付
各社で地理講習実施
- ③FAXで講習実施修了の報告（広島県タクシー協会事務局 082-293-9296）
個別講習実施報告書（別紙5）
- ④講習修了証交付
- ⑤登録と運転者証交付申請
※登録は新規登録となり、もとの単位地域の原簿から登録を削除していることが必要。
登録消除をする時は、前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要。
※講習受講料（2,000円）は、登録等申請時に登録等手数料（3,500円）と併せて現金で支払うこと。

個別講習実施承認申請書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様

(広島県タクシー運転者登録センター)

住 所

名 称

代表者氏名

タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（運転者として登録するための講習）について、下記のとおり行いたいので申請します。

講習する科目	地 理（広島県B地域の全域の地理を含む） （都市部3時間、都市部以外1時間）		
受講料	2,000円（教本代1,000円込）		
	受講料は、登録申請時に登録手数料と併せて現金書留でお送りください。		
講習日	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
講習場所 （教本送付場所）			
講師又は責任者 （効果測定及び補講実施者）			
受講者	氏名（ふりがな）	生年月日	所属事業者名
	（ ）	昭和 平成 年 月 日	
	（ ）	昭和 平成 年 月 日	
	（ ）	昭和 平成 年 月 日	
	（ ）	昭和 平成 年 月 日	
	（ ）	昭和 平成 年 月 日	

※広島県のうち都市部とは、呉市A、東広島市、三原市、尾道市、福山交通圏の地域。

※広島県のうち都市部以外とは、呉市B、竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、安芸高田市、山県郡、世羅郡、神石郡、豊田郡、佐伯交通圏、宮島の地域。

個別講習実施報告書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様

(広島県タクシー運転者登録センター)

住 所

名 称

代表者氏名

タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（運転者として登録するための講習）について、下記のとおり行いましたので報告します。

講習する科目 (該当に○印)	法令・安全・接遇	地 理	
講習日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
講習場所			
講師又は責任者 (効果測定及び補講実施者)	Ⓜ		
受講者	氏名 (ふりがな)	所属事業者名	効果測定の結果
	()		可 ・ 否
	()		可 ・ 否
	()		可 ・ 否
	()		可 ・ 否
()		可 ・ 否	

注：法令等講習でDVDを使用した場合は、そのDVDはタクシー協会にご返却ください。